

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（抜粋）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（女性・高齢者の活躍）

全ての意思決定に女性が参画することを基本とし、男女共同参画の視点に立ち、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた政策・事業の計画・実施や男女別のデータ収集・分析の強化を進め、あらゆる分野における意思決定の質を向上させる。

（略）

国立女性教育会館を機能強化した、機構法¹⁹⁶に基づく新機構の創設により、地域の男女共同参画を推進する。女性特有の健康課題¹⁹⁷及び性差に由来した健康課題¹⁹⁸への対応の普及に向け、女性の健康総合センターや大学、研究機関における調査研究や全国的なネットワーク体制の構築を進めつつ、中小企業健康経営の取組への支援やフェムテックの利活用など女性の健康支援に取り組む。女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等の把握を進め、対策を推進する。男女共同参画の視点に立った防災・復興、W P S、多様な被害者への相談支援の充実等¹⁹⁹の性犯罪・性暴力対策やDV・ストーカー対策、官民協働の支援体制の構築等の若年女性を含む困難な問題を抱える女性の支援に取り組む。

（略）

¹⁹⁶ 独立行政法人男女共同参画機構法案（令和7年3月14日閣議決定）。

¹⁹⁷ 女性特有のがんや骨粗しょう症、妊娠・出産・産後の不調、月経に由来する貧血等。

¹⁹⁸ 男性の更年期障害を含む。

¹⁹⁹ 性犯罪に対処するための「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）の周知徹底、被害申告の困難さその他性的な被害の実態に係る調査の着実な実施を含む。